

山口県日本海海区

漁場計画

(共同漁業)

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 3 号	萩市大字須佐 地先	<p>次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域 点の位置</p> <p>基点A 萩市大字江崎と同市大字須佐との最大高潮時海岸線における境界点 B 〃 山島頂上 C 島根県益田市と萩市との最大高潮時海岸線における境界点 D 萩市地ノ島頂上 E 〃 沖ノ島頂上 F 〃 大字須佐と阿武郡阿武町との最大高潮時海岸線における境界点 G 阿武郡阿武町大字宇田と同町大字木与との最大高潮時海岸線における境界点 H 〃 〃 宇田島南西端</p> <p>点イ Aから0度の線とBから90度の線との交点 ロ Aから315度の線とBから90度の線との交点 ハ Cから0度1,000メートルの点とニとを結んだ線とAから315度の線との交点 ニ DからEを見通した線上Eから700メートルの点 ホ GとHとを結んだ線上Gから2,000メートルの点とニとを結んだ線とへから 315度の線との交点 へ Fから270度500メートルの点</p>	第1種共 同漁業	あおりの漁業 あらめの漁業 いぎすの漁業 いわりの漁業 うみぞうめん漁業 えごりの漁業 おごりの漁業 かじめの漁業 かやものり漁業 しらも漁業 すぎのり漁業 つかさのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 はばのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 みりん漁業 もずく漁業 ゆな漁業 わかめ漁業 あかがい漁業 あこやがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 いたやがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 はまぐり漁業 よめがかさ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業	12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から9月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年9月30日まで 12月1日から翌年10月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 6月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から10月31日まで 10月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から9月30日まで 10月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	萩市大字須佐	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第5号	阿武郡阿武町 大字木与及び 大字奈古地先	次のA、イ、ロ、ハ、Gの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 阿武郡阿武町大字宇田と同町大字木与との最大高潮時海岸線における境界点 B 「 「 宇田島南西端 C 「 「 宇田島西端 D 萩市櫃島南東端 E 「 大井鶴山岬北端 F 「 大島北東端 G 阿武郡阿武町と萩市大井との最大高潮時海岸線における境界点 点イ AとBとを結んだ線上Aから2,000メートルの点 ロ CとDとを結んだ線とEから347度の線との交点 ハ FとGとを結んだ線とEから347度の線との交点	第1種共同漁業	あおのり漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 うみぞうめん漁業 えごのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 かやものり漁業 しらも漁業 すぎのり漁業 つかさのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 はばのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 みりん漁業 もずく漁業 ゆな漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 よめがかさ漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業	12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から9月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年9月30日まで 12月1日から翌年10月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 6月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から10月31日まで 10月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から9月30日まで 10月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	阿武郡阿武町 大字木与及び 大字奈古	区画漁業権に 対抗すること ができない。

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 6 号	萩市大字江崎、大字下田万及び大字須佐並びに阿武郡阿武町地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、Jの各点を順次結んだ線、KとLとを結んだ線及びMとNとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 島根県益田市と萩市との最大高潮時海岸線における境界点 B 萩市地ノ島頂上 C 〃 沖ノ島頂上 D 阿武郡阿武町大字宇田と同町大字木与との最大高潮時海岸線における境界点 E 〃 〃 宇田島南西端 F 〃 〃 宇田島西端 G 萩市櫃島南東端 H 〃 大井鶴山岬北端 I 〃 大島北東端 J 阿武郡阿武町と萩市大井との最大高潮時海岸線における境界点 K 萩市大字江崎江津橋左岸北角 L 〃 〃 江津橋右岸北角 M 〃 大字下田万椿橋左岸北角から護岸沿いに北へ 12.9 メートルの点に設置した標識 N 〃 〃 椿橋右岸北角から 53 度 6 分 28 メートルの点に設置した標識 点イ Aから0度1,000メートルの点 ロ BからCを見通した線上Cから700メートルの点 ハ DとEとを結んだ線上Dから2,000メートルの点 ニ FとGとを結んだ線とHから347度の線との交点 ホ IとJとを結んだ線とHから347度の線との交点	第2種共同漁業	建網漁業(網丈4.3メートル以下のものに限る。ただし、曲建網漁業を除く。) 曲建網漁業(網丈18メートル以下のものに限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業 しろうお四つ手網漁業 かご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	萩市大字江崎、大字上田万、大字下田万、大字上小川東分、大字須佐及び大字鈴野川並びに阿武郡阿武町	定置漁業権及び区画漁業権に対抗することができない。

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 8 号	萩市（旧阿武 郡の区域を除 く。）地先	<p>次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、Pの各点を順次結んだ線、QとRとを結んだ線、SとTとを結んだ線及びUとVとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（ただし、点ホを中心とした半径200メートルの円周で囲まれた区域を除く。）</p> <p>点の位置</p> <p>基点 A 阿武郡阿武町と萩市大井との最大高潮時海岸線における境界点 B 萩市大島北東端 C 〃 大井鶴山岬北端 D 〃 櫃島南東端 E 阿武郡阿武町宇田島西端 F 萩市大島ロボシ鼻西端 G 〃 櫃島西端（北金鼻） H 〃 大字椿東虎ヶ崎北端 I 〃 羽島山田ヶ鼻東端 J 〃 壁岩（大壁）頂上 K 長門市壁岩（小壁）頂上 L 〃 三隅中いかばの鼻東端 M 萩市三見めばる瀬頂上 N 長門市三隅中海苔摘岩頂上 O 萩市三見とおたくり鼻西端 P 〃 と長門市との最大高潮時海岸線における境界点（飯井川河口の中央点） Q 〃 大字椿橋本橋左岸西角 R 〃 大字橋本町橋本橋右岸西角 S 〃 大字土原萩橋左岸北角 T 〃 大字椿東萩橋右岸北角 U 〃 大井大井鉄橋左岸北角 V 〃 〃 大井鉄橋右岸北角</p> <p>点イ AとBとを結んだ線とCから347度の線との交点 ロ Cから347度の線とDとEとを結んだ線との交点 ハ FからGを見通した線上Gから1,500メートルの点 ニ HからIを見通した線上Iから1,000メートルの点 ホ JとKとを結んだ線の中央点 へ LとMとを結んだ線の中央点 ト NとOとを結んだ線の中央点 チ へからトを見通した線とPを通る川岸平行線との交点</p>	第1種共 同漁業	あおのり漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 うみぞうめん漁業 えごのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 かやものり漁業 しらも漁業 すぎのり漁業 つかさのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 はばのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 みりん漁業 もずく漁業 ゆな漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 つきひがい漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 はまぐり漁業 よめがかさ漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめので漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業	12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から9月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年9月30日まで 12月1日から翌年10月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 6月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から10月31日まで 10月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から9月30日まで 10月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	萩市（萩市大字 上田万、大字下 田万、大字江 崎、大字上小川 西分、大字上小 川東分、大字中 小川、大字下小 川、大字須佐、 大字弥富上、大 字弥富下、大字 鈴野川、大字川 上、大字片俣、 大字高佐上、大 字高佐下、大字 吉部上、大字吉 部下、大字明 木、大字佐々 並、大字福井 上、大字福井 下、大字黒川、 大字紫福及び 見島を除く。）	定置漁業権に 対抗すること ができない。

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 9 号	萩市（旧阿武 郡の区域を除 く。）地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、Pの各点を順次結んだ線、QとRとを結んだ線、 SとTとを結んだ線及びUとVとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 阿武郡阿武町と萩市大井との最大高潮時海岸線における境界点 B 萩市大島北東端 C 〃 大井鶴山岬北端 D 〃 櫃島南東端 E 阿武郡阿武町宇田島西端 F 萩市大島ロボシ鼻西端 G 〃 櫃島西端（北金鼻） H 〃 大字椿東虎ヶ崎北端 I 〃 羽島山田ヶ鼻東端 J 〃 壁岩（大壁）頂上 K 長門市壁岩（小壁）頂上 L 〃 三隅中いかばの鼻東端 M 萩市三見めばる瀬頂上 N 長門市三隅中海苔摘岩頂上 O 萩市三見とおたくり鼻西端 P 〃 と長門市との最大高潮時海岸線における境界点（飯井川河口の中央点） Q 〃 大字椿橋本橋左岸西角 R 〃 大字橋本町橋本橋右岸西角 S 〃 大字土原萩橋左岸北角 T 〃 大字椿東萩橋右岸北角 U 〃 大井大井鉄橋左岸北角 V 〃 〃 大井鉄橋右岸北角 点イ AとBとを結んだ線とCから347度の線との交点 ロ Cから347度の線とDとEとを結んだ線との交点 ハ FからGを見通した線上Gから1,500メートルの点 ニ HからIを見通した線上Iから1,000メートルの点 ホ JとKとを結んだ線の中央点 へ LとMとを結んだ線の中央点 ト NとOとを結んだ線の中央点 チ へからトを見通した線とPを通る川岸平行線との交点	第2種共 同漁業	建網漁業（網丈4.3 メートル以下のも のに限る。ただし、 曲建網漁業を除 く。） 曲建網漁業（網丈 18メートル以下の ものに限る。） 小型定置網漁業 いか巣網漁業 しろうお四つ手網 漁業 かご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	萩市（萩市大字 上田万、大字下 田万、大字江 崎、大字上小川 西分、大字上小 川東分、大字中 小川、大字下小 川、大字須佐、 大字弥富上、大 字弥富下、大字 鈴野川、大字川 上、大字片俣、 大字高佐上、大 字高佐下、大字 吉部上、大字吉 部下、大字明 木、大字佐々 並、大字福井 上、大字福井 下、大字黒川、 大字紫福及び 見島を除く。）	定置漁業権に 対抗すること ができない。

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 10 号	萩市地先（羽 島礁）	次の点イを中心とした半径 300 メートルの円周で囲まれた区域 点の位置 基点A 萩市羽島山田ヶ鼻東端 B 萩市尾島観音崎南東端 点イ Aから 315 度 52 分の線とBから 144 度 49 分の線との交点	第 1 種共 同漁業	あわび漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和 6 年 1 月 1 日から 令和 15 年 12 月 31 日 まで	萩市（萩市大字 上田万、大字下 田万、大字江 崎、大字上小川 西分、大字上小 川東分、大字中 小川、大字下小 川、大字須佐、 大字弥富上、大 字弥富下、大字 鈴野川、大字川 上、大字片俣、 大字高佐上、大 字高佐下、大字 吉部上、大字吉 部下、大字明 木、大字佐々 並、大字福井 上、大字福井 下、大字黒川、 大字紫福及び 見島を除く。）	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 14 号	萩市壁岩及び 長門市壁岩地 先	次の点イを中心とした半径 200 メートルの円周で囲まれた区域。 点の位置 基点A 萩市壁岩（大壁）頂上 基点B 長門市壁岩（小壁）頂上 点イ AとBを結んだ線の中央点	第 1 種共 同漁業	あらめ漁業 いぎす漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 もづく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 つきひがい漁業 とこぶし漁業 にな漁業 よめがかさ漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から8月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和 6 年 1 月 1 日から 令和 15 年 12 月 31 日 まで	長門市三隅上、 三隅中、三隅 下、仙崎及び通 並びに萩市（萩 市大字上田万、 大字下田万、大 字江崎、大字上 小川西分、大字 上小川東分、大 字中小川、大字 下小川、大字須 佐、大字弥富 上、大字弥富 下、大字鈴野 川、大字川上、 大字片俣、大字 高佐上、大字高 佐下、大字吉部 上、大字吉部 下、大字明木、 大字佐々並、大 字福井上、大字 福井下、大字黒 川、大字紫福及 び見島を除く。）	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 15 号	長門市通及び 三隅下野波瀬 並びに萩市三 見地先	次のイ、C、ロ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（ただし、点イを中心とした半径200メートルの円周で囲まれた区域を除く。） 点の位置 基点A 萩市壁岩（大壁）頂上 B 長門市壁岩（小壁）頂上 C 〃 笹島地先東沢尾曾瀬頂上 D 〃 三隅中いかばの鼻東端 E 萩市三見めばる瀬頂上 点イ AとBとを結んだ線の中央点 ロ DとEとを結んだ線の中央点	第1種共 同漁業	あらめ漁業 いぎす漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 つきひがい漁業 とこぶし漁業 にな漁業 よめがかさ漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から8月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	長門市通、三隅 上、三隅中及び 三隅下並びに 萩市三見	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 16 号	長門市通及び 三隅下野波瀬 並びに萩市三 見地先	次のイ、C、ロ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 萩市壁岩（大壁）頂上 B 長門市壁岩（小壁）頂上 C 〃 笹島地先東沢尾曾瀬頂上 D 〃 三隅中いかばの鼻東端 E 萩市三見めばる瀬頂上 点イ AとBとを結んだ線の中央点 ロ DとEとを結んだ線の中央点	第 2 種共 同漁業	建網漁業（網丈 4.3 メートル以下のも のに限る。ただし、 曲建網漁業を除 く。） いか巣網漁業 かご漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和 6 年 1 月 1 日から 令和 15 年 12 月 31 日 まで	長門市通、三隅 上、三隅中及び 三隅下並びに 萩市三見	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第18号	長門市三隅中、三隅下、仙崎及び通地先	<p>次のA、イ、ロ、ハ、F、ニ、ホ、へ、Lの各点を順次結んだ線、MとNとを結んだ線及びOとPとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 萩市と長門市との最大高潮時海岸線における境界点（飯井川河口の中央点）</p> <p>B 長門市三隅中海苔摘岩頂上</p> <p>C 萩市三見とおたくり鼻西端</p> <p>D 長門市三隅中いかばの鼻東端</p> <p>E 萩市三見めばる瀬頂上</p> <p>F 長門市笹島地先東沢尾曾瀬頂上</p> <p>G 萩市壁岩（大壁）頂上</p> <p>H 長門市壁岩（小壁）頂上</p> <p>I 萩市三見二俣瀬</p> <p>J 長門市油谷川尻恩崎鼻東端</p> <p>K 萩市羽島南端</p> <p>L 長門市通字山嶋32番8に設置した標柱</p> <p>M 〃 仙崎王子山青海大橋橋台中央点</p> <p>N 〃 〃 今浦町青海大橋橋台中央点</p> <p>O 〃 三隅中琴橋右岸中央点</p> <p>P 〃 〃 琴橋左岸中央点</p> <p>点イ Aを通る川岸平行線とハからロを見通した線との交点</p> <p>ロ BとCとを結んだ線の中央点</p> <p>ハ DとEとを結んだ線の中央点</p> <p>ニ GとHとを結んだ線の中央点</p> <p>ホ Iからニを見通した線とJとKとを結んだ線との交点</p> <p>へ JとKとを結んだ線とLから350度の線との交点</p>	第2種共同漁業	<p>建網漁業（網丈4.3メートル以下のものに限る。ただし、曲建網漁業を除く。）</p> <p>曲建網漁業（網丈18メートル以下のものに限る。）</p> <p>小型定置網漁業</p> <p>いか巣網漁業</p> <p>かご漁業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>2月1日から6月30日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>令和6年1月1日から令和15年12月31日まで</p>	長門市三隅上、三隅中、三隅下、仙崎及び通	定置漁業権及び区画漁業権に対抗することができない。

				小型定置網漁業 いか巣網漁業 かご漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで			
--	--	--	--	---------------------------	---	--	--	--

|

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第20号	長門市油谷津黄地先	次のA、イ、ロ、ハ、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市日置中と同市油谷津黄との最大高潮時海岸線における境界点 B 萩市見島平瀬西端 C 長門市油谷津黄長尺り本山北端 D 〃 油谷後畑折口赤岩に設置した標識 点イ AとBとを結んだ線上Aから1,000メートルの点 ロ Cから0度1,000メートルの点 ハ Dから0度1,000メートルの点	第1種共同漁業	あおのり漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 えごのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 はばのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 ゆな漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 いたやがい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 なまこ漁業	10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 2月1日から8月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	長門市油谷津黄	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第21号	長門市油谷後畑地先	次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市油谷後畑折口赤岩に設置した標識 B 「 「 黒瀬頂上 点イ Aから0度1,000メートルの点 ロ Bから0度1,000メートルの点	第1種共同漁業	あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 うみぞうめん漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 はばのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 ゆな漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 いたやがい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのとて漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から7月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	長門市油谷後畑	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 22 号	長門市油谷後畑地先	次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市油谷後畑黒瀬頂上 B “ “ “ 字無田田 271 番地に設置した標識 C 萩市見島平瀬西端 点イ Aから0度1,000メートルの点 ロ BとCとを結んだ線上Bから1,000メートルの点	第1種共同漁業	あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 はばのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 ゆな漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 いたやがい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのとて漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	長門市油谷後畑及び油谷川尻	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 23 号	長門市油谷川 尻及び油谷向 津具下地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市油谷後畑字無田田 271 番地に設置した標識 B 萩市見島平瀬西端 C 長門市長門川尻岬灯台基部 D 〃 油谷港俵島灯台基部 E 下関市豊北町大字阿川金山岬北端に設置した標柱 点イ AとBとを結んだ線上Aから3,000メートルの点 ロ Cから350度1,700メートルの点 ハ Cから319度2,500メートルの点 ニ Dから270度2,500メートルの点 ホ Dから250度2,950メートルの点 へ Eから354度2,160メートルの点	第1種共 同漁業	あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 うみぞうめん漁業 えごのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 ゆな漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 いたやがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのと漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から6月30日まで 2月1日から8月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	長門市油谷川 尻並びに油谷 向津具下字大 浦東及び字大 浦西	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 25 号	長門市油谷津 黄、油谷後畑 及び油谷川尻 地先	次のA、イ、ロ、ハ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市日置中と同市油谷津黄との最大高潮時海岸線における境界点 B 萩市見島平瀬西端 C 〃 羽島南端 D 長門市油谷川尻恩崎鼻東端 E 〃 油谷後畑字無田田 271 番地に設置した標識 F 〃 長門川尻岬灯台基部 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点 ロ EとBとを結んだ線上Eから3,000メートルの点 ハ Fから350度1,700メートルの点	第2種共 同漁業	建網漁業(網丈4.3 メートル以下のも のに限る。ただし、 曲建網漁業を除 く。) 曲建網漁業(網丈 18メートル以下の ものに限る。) 小型定置網漁業 かご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	長門市油谷津 黄、油谷後畑及 び油谷川尻	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 26 号	長門市油谷向 津具下地先及 び油谷湾	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、Dの各点を順次結んだ線及びEとFとを結んだ線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市長門川尻岬灯台基部 B 〃 油谷港俵島灯台基部 C 下関市豊北町大字阿川金山岬北端に設置した標柱 D 長門市油谷伊上山陰本線栗野隧道東入口北端基部 E 〃 油谷河原新橋左岸下流端 F 〃 〃 蔵小田新橋右岸下流端 点イ Aから350度1,700メートルの点 ロ Aから319度2,500メートルの点 ハ Bから270度2,500メートルの点 ニ Bから250度2,950メートルの点 ホ Cから354度2,160メートルの点 へ Dから347度48分2,000メートルの点	第2種共 同漁業	建網漁業(網丈4.3 メートル以下のも のに限る。ただし、 曲建網漁業を除 く。) 曲建網漁業(網丈 18メートル以下の ものに限る。) 小型定置網漁業 しろうお四つ手網 漁業 かご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	長門市油谷向 津具上、油谷向 津具下、油谷蔵 小田及び油谷 伊上	区画漁業権に 対抗すること ができない。

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 27 号	下関市豊北町 地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、E、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、Lの各点を 順次結んだ線及びMとNとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市油谷伊上山陰本線栗野隧道東入口北端基部 B 下関市豊北町大字阿川金山岬北端に設置した標柱 C 長門市油谷港俵島灯台基部 D 下関市豊北町大字神田折紙鼻北端に設置した標識 E 〃 〃 〃 伊瀬西端 F 〃 〃 〃 鳩島北西端 G 〃 〃 〃 南東端 H 〃 〃 〃 島戸漁港D防波堤突端中央部 I 〃 〃 〃 角島通瀬岬南端 J 〃 〃 〃 大字神田猿渡し西端に設置した標柱 K 〃 〃 〃 大字神田上御崎平礁に設置した標柱 L 〃 〃 〃 豊浦町大字宇賀字三月田に設置した標柱 M 〃 〃 〃 豊北町大字栗野岩鼻の対岸に設置した標柱 N 〃 〃 〃 岩鼻(栗野川右岸)に設置した標識 点イ Aから347度48分2,000メートルの点 ロ Bから354度2,160メートルの点 ハ Cから250度2,950メートルの点 ニ Dから335度1,350メートルの点 ホ EとFとを結んだ線上Fから250メートルの点 へ GとHとを結んだ線上Gから120メートルの点 ト Gから159度120メートルの点 チ Gから204度165メートルの点 リ EからFを見通した線上Fから200メートルの点 ヌ EからFを見通した線とIとJとを結んだ線との交点 ル IとJとを結んだ線上Iから2,000メートルの点 ヲ Iから100度1,925メートルの点 ワ Iから205度2,300メートルの点 カ Kから253度3,000メートルの点 ヨ Lから270度3,000メートルの点	第1種共 同漁業	あおのり漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 うみぞうめん漁業 えごのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 かやものり漁業 つかさのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 はばのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 ゆな漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばい漁業 よめがかさ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えぼしがい漁業 えむし漁業 かめので漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業	11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から9月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 4月1日から7月31日まで 1月1日から9月30日まで 2月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から8月31日まで 1月1日から5月31日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から9月30日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	下関市豊北町 (下関市豊北 町大字角島を 除く。)	区画漁業権に 対抗すること ができない。

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 28 号	下関市豊北町 角島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、E、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市豊北町角島牧崎に設置した標柱 B “ “ 角島灯台基部 C “ “ 角島通瀬岬南端 D “ “ 大字神田猿渡し西端に設置した標柱 E “ “ “ 伊瀬西端 F “ “ 鳩島北西端 G “ “ 大字神田折紙鼻北端に設置した標識 H 長門市油谷港俵島灯台基部 点イ Aから25度2,000メートルの点 ロ Bから290度2,500メートルの点 ハ Cから205度2,300メートルの点 ニ Cから100度1,925メートルの点 ホ CとDとを結んだ線上Cから2,000メートルの点 へ CとDとを結んだ線とEからFを見通した線との交点 ト Gから335度1,350メートルの点 チ Hから250度2,950メートルの点	第1種共 同漁業	あおりの漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわりの漁業 うみぞうめん漁業 えごりの漁業 おごりの漁業 かじめ漁業 かやものり漁業 つかさのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 はばのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 ゆな漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばい漁業 よめがかさ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えぼしがい漁業 えむし漁業 かめので漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業	11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から9月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 4月1日から7月31日まで 1月1日から9月30日まで 2月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から9月30日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	下関市豊北町 大字角島	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 30 号	下関市豊北町 角島沖（汐巻 漁場）	次のイを中心とした半径250メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市豊北町角島牧崎に設置した標柱 B “ ” 角島灯台基部 点イ Aから308度30分36秒の線とBから331度34分12秒の線との交 点	第1種共 同漁業	あわび漁業 さざえ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	下関市豊北町 大字角島	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第31号	下関市豊北町及び同市豊浦町大字宇賀地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、Hの各点を順次結んだ線及びIとJとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市油谷伊上山陰本線栗野隧道東入口北端基部 B 下関市豊北町大字阿川金山岬北端に設置した標柱 C 長門市油谷港俵島灯台基部 D 下関市豊北町角島牧崎に設置した標柱 E 〃 〃 角島灯台基部 F 〃 〃 角島通瀬岬南端 G 〃 〃 大字神田上御崎平礁に設置した標柱 H 〃 豊浦町大字宇賀字三月田に設置した標柱 I 〃 豊北町大字栗野岩鼻の対岸に設置した標柱 J 〃 〃 〃 岩鼻（栗野川右岸）に設置した標識 点イ Aから347度48分2,000メートルの点 ロ Bから354度2,160メートルの点 ハ Cから250度2,950メートルの点 ニ Dから25度2,000メートルの点 ホ Eから290度2,500メートルの点 へ Fから205度2,300メートルの点 ト Gから253度3,000メートルの点 チ Hから270度3,000メートルの点	第2種共同漁業	建網漁業（網丈4.3メートル以下のものに限る。ただし、曲建網漁業を除く。） 曲建網漁業（網丈18メートル以下のものに限る。） 小型定置網漁業 いか巣網漁業 しろうお四つ手網漁業 かご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	下関市豊北町	区画漁業権に對抗することができない。

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 37 号	下関市豊浦町 及び同市大字 吉母地先	次のA、イ、ロ、ハ、Cの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市豊浦町大字宇賀字三月田に設置した標柱 B 〃 〃 大字室津下観音崎北西端 C 〃 大字吉母毘沙ノ鼻西端 点イ Aから270度3,000メートルの点 ロ Bから270度2,500メートルの点 ハ Cから270度2,000メートルの点	第2種共 同漁業	建網漁業(網丈4.3 メートル以下のものに 限る。ただし、曲建 網漁業を除く。) 曲建網漁業(網丈 18メートル以下のもの に限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業 かご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	下関市豊浦町 及び同市大字 吉母	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第40号	下関市蓋井島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イを順次結んだ線によって囲まれた区域（共第38号及び共第39号の漁業権に係る漁場の区域を除く。） 点の位置 基点A 下関市水島頂上 B 〃 蓋井島灯台基部 点イ Aから160度2,000メートルの点 ロ Aから85度2,000メートルの点 ハ Aから315度5,500メートルの点 ニ Bから294度1,700メートルの点 ホ Bから180度4,000メートルの点	第1種共同漁業	いたやがい漁業 ばい漁業 いせえび漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	下関市豊浦町大字室津下並びに同市大字蓋井島、大字吉母、大字永田郷、永田本町1丁目、永田本町2丁目、永田本町3丁目、吉見新町1丁目、吉見新町2丁目、吉見竜王町、吉見本町1丁目、吉見本町2丁目、吉見古宿町、吉見里町1丁目、吉見里町2丁目、大字吉見下、大字福江、横野町2丁目、横野町3丁目、横野町4丁目、安岡本町1丁目、安岡本町3丁目、安岡駅前2丁目、富任町1丁目、梶栗町1丁目、梶栗町2丁目、綾羅木新町2丁目、綾羅木本町6丁目、綾羅木本町7丁目、綾羅木南町2丁目、綾羅木南町3丁目、大字垢田、新垢田北町、新垢田西町2丁目、新垢田西町3丁目及び新垢田西町4丁目	定置漁業権に対抗することができない。

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 41 号	下関市蓋井島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市水島頂上 B 〃 蓋井島灯台基部 点イ Aから160度2,000メートルの点 ロ Aから85度2,000メートルの点 ハ Aから315度5,500メートルの点 ニ Bから294度1,700メートルの点 ホ Bから180度4,000メートルの点	第2種共 同漁業	建網漁業(網丈4.3 メートル以下のものに 限る。ただし、曲建 網漁業を除く。) 曲建網漁業(網丈 18メートル以下のもの に限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業 かご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	下関市豊浦町 大字室津下並 びに同市大字 蓋井島、大字吉 母、大字永田 郷、永田本町1 丁目、永田本町 2丁目、永田本 町3丁目、吉見 新町1丁目、吉 見新町2丁目、 吉見竜王町、吉 見本町1丁目、 吉見本町2丁 目、吉見古宿 町、吉見里町1 丁目、吉見里町 2丁目、大字吉 見下、大字福 江、横野町2丁 目、横野町3丁 目、横野町4丁 目、安岡本町1 丁目、安岡本町 3丁目、安岡駅 前2丁目、富任 町1丁目、梶栗 町1丁目、梶栗 町2丁目、綾羅 木新町2丁目、 綾羅木本町6丁 目、綾羅木本町 7丁目、綾羅木 南町2丁目、綾 羅木南町3丁 目、大字垢田、 新垢田北町、新 垢田西町2丁 目、新垢田西町 3丁目及び新垢 田西町4丁目	定置漁業権に 対抗すること ができない。

		ラ M から 0 度 600 メートルの点 ム N から 290 度 600 メートルの点 ウ N と O とを結んだ線上 N から 500 メートルの点					4 丁目、大和町 1 丁目、大和町 2 丁目、彦島本 村町 3 丁目、彦 島本村町 4 丁 目、彦島本村町 5 丁目、彦島本 村町 6 丁目、彦 島海士郷町、彦 島老町 1 丁目、 彦島老町 2 丁 目、彦島老町 3 丁目、彦島迫町 6 丁目、彦島西 山町 1 丁目、彦 島西山町 2 丁 目、彦島西山町 3 丁目、彦島西 山町 4 丁目、彦 島竹ノ子島町 及び大字六連 島	
--	--	---	--	--	--	--	--	--

								4丁目、大和町 1丁目、大和町 2丁目、彦島本 村町3丁目、彦 島本村町4丁 目、彦島本村町 5丁目、彦島本 村町6丁目、彦 島海士郷町、彦 島老町1丁目、 彦島老町2丁 目、彦島老町3 丁目、彦島迫町 6丁目、彦島西 山町1丁目、彦 島西山町2丁 目、彦島西山町 3丁目、彦島西 山町4丁目、彦 島竹ノ子島町 及び大字六連 島	
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

|

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第44号	下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端以南の日本海地先（沖合側）	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、K、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端</p> <p>B 〃 大字吉母吉母漁港A防波堤南西角</p> <p>C 〃 来留見瀬灯標基部</p> <p>D 〃 安岡港甲防波堤灯台基部から護岸沿いに北西へ29メートルの点に設置した標識</p> <p>E 〃 蓋井島灯台基部</p> <p>F 〃 六連島北端</p> <p>G 〃 永田本町4丁目119.3高地山頂</p> <p>H 〃 六連島平岩</p> <p>I 〃 六連島灯台基部</p> <p>J 〃 六連島東端</p> <p>K 〃 旧船瀬灯浮標（北緯33度56分15秒東経130度52分04秒（日本測地系による位置）、北緯33度56分27秒東経130度51分55秒（世界測地系による位置））</p> <p>L 〃 竹ノ子島北端に設置した標柱</p> <p>M 〃 竹ノ子島西端</p> <p>N 〃 彦島迫町6丁目6219番地の19に設置した標識</p> <p>O 〃 伊崎町根岳ノ岬西端に設置した標識</p> <p>P 〃 武久町2丁目長谷川河口の中央点</p> <p>Q 〃 綾羅木南町3丁目鼻ヅラに設置した標識</p> <p>R 北九州市小倉北区藍島北端</p> <p>S 下関市大字福江新免川河口中央点</p> <p>T 〃 加茂島南端</p> <p>点イ Aから270度950メートルの点</p> <p>ロ Aから270度2,000メートルの点</p> <p>ハ Bから210度25分1,768メートルの点</p> <p>ニ Cから272度1,700メートルの点</p> <p>ホ Dから263度30分2,760メートルの点</p> <p>へ EとIとを結んだ線とGとHから272度53分500メートルの点とを結んだ線との交点</p> <p>ト GとHから272度53分500メートルの点とを結んだ線とHから340度の線との交点</p> <p>チ Iから0度700メートルの点</p> <p>リ Iから90度600メートルの点</p> <p>ヌ JとKとを結んだ線と下関市六連島と北九州市小倉北区馬島との最大高潮時における海峡最短距離の中央点とLとを結んだ線との交点</p> <p>ル MとKとを結んだ線上Mから500メートルの点</p> <p>ヲ Mから290度600メートルの点</p> <p>ワ Lから0度600メートルの点</p> <p>カ Nから0度502メートルの点</p> <p>ヨ Oから350度900メートルの点</p> <p>タ Pから270度500メートルの点</p> <p>レ PとFとを結んだ線上Pから2,550メートルの点</p>	第1種共同漁業	いたやがい漁業 ばい漁業 いせえび漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	下関市大字吉母、大字永田郷、永田本町1丁目、永田本町2丁目、永田本町3丁目、吉見新町1丁目、吉見新町2丁目、吉見竜王町、吉見本町1丁目、吉見本町2丁目、吉見古宿町、吉見里町1丁目、吉見里町2丁目、大字吉見下、大字福江、横野町2丁目、横野町3丁目、横野町4丁目、安岡本町1丁目、安岡本町3丁目、安岡駅前2丁目、富任町1丁目、梶栗町1丁目、梶栗町2丁目、綾羅木新町2丁目、綾羅木本町6丁目、綾羅木本町7丁目、綾羅木南町2丁目、綾羅木南町3丁目、大字垢田、新垢田北町、新垢田西町2丁目、新垢田西町3丁目、新垢田西町4丁目、武久町2丁目、汐入町、金比羅町、筋川町、筋ヶ浜町、伊崎町1丁目、伊崎町2丁目、竹崎町1丁目、竹崎町2丁目、竹崎町3丁目、竹崎町	区画漁業権に對抗することができない。

		ソ Dから 211 度 3,651 メートルの点 ツ Dから 201 度 3,352 メートルの点 ネ QとRとを結んだ線とDから 207 度の線との交点 ナ QとRとを結んだ線とDから 189 度の線との交点 ラ Dから 180 度 500 メートルの点 ム Dから 240 度 800 メートルの点 ウ Dから 280 度 1,200 メートルの点 キ Cから 225 度 900 メートルの点 ノ Cから 315 度 700 メートルの点 オ Cから 45 度 700 メートルの点 ク Sから 205 度 900 メートルの点 ヤ Tから 105 度 1,200 メートルの点 マ Tから 180 度 500 メートルの点 ケ Tから 260 度 600 メートルの点 フ Bから 152 度 22 分 939 メートルの点 コ Bから 191 度 43 分 572 メートルの点					4 丁目、大和町 1 丁目、大和町 2 丁目、彦島本 村町 3 丁目、彦 島本村町 4 丁 目、彦島本村町 5 丁目、彦島本 村町 6 丁目、彦 島海士郷町、彦 島老町 1 丁目、 彦島老町 2 丁 目、彦島老町 3 丁目、彦島迫町 6 丁目、彦島西 山町 1 丁目、彦 島西山町 2 丁 目、彦島西山町 3 丁目、彦島西 山町 4 丁目、彦 島竹ノ子島町 及び大字六連 島	
--	--	---	--	--	--	--	--	--

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第45号	下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端以南の日本海地先	<p>次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、M、Nの各点を順次結んだ線、OとPとを結んだ線及びQとRとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端</p> <p>B 〃 大字吉母吉母漁港A防波堤南西角</p> <p>C 〃 来留見瀬灯標基部</p> <p>D 〃 安岡港甲防波堤灯台基部から護岸沿いに北西へ29メートルの点に設置した標識</p> <p>E 〃 蓋井島灯台基部</p> <p>F 〃 六連島灯台基部</p> <p>G 〃 永田本町4丁目119.3高地山頂</p> <p>H 〃 六連島平岩</p> <p>I 〃 六連島北頂上</p> <p>J 北九州市小倉北区馬島北頂上</p> <p>K 下関市竹ノ子島北端に設置した標柱</p> <p>L 〃 六連島東端</p> <p>M 〃 旧船瀬灯浮標(北緯33度56分15秒東経130度52分04秒(日本測地系による位置)、北緯33度56分27秒東経130度51分55秒(世界測地系による位置))</p> <p>N 〃 竹ノ子島西端</p> <p>O 〃 彦島竹ノ子島町旧竹ノ子島橋西側南端</p> <p>P 〃 彦島西山町4丁目旧竹ノ子島橋東側南端</p> <p>Q 〃 下関漁港閘門北側東端</p> <p>R 〃 下関漁港閘門南側東端</p> <p>点イ Aから270度2,000メートルの点</p> <p>ロ Bから210度25分1,768メートルの点</p> <p>ハ Cから272度1,700メートルの点</p> <p>ニ Dから263度30分2,760メートルの点</p> <p>ホ EとFとを結んだ線とGとへとを結んだ線との交点</p> <p>へ Hから272度53分500メートルの点</p> <p>ト IとJとを結んだ線上最大高潮時海面における中央点</p> <p>チ 下関市六連島と北九州市小倉北区馬島との最大高潮時における海峡最短距離の中央点</p> <p>リ チとKとを結んだ線とLとMとを結んだ線との交点</p>	第2種共同漁業	<p>建網漁業(網丈4.3メートル以下のものに限る。ただし、曲建網漁業を除く。)</p> <p>曲建網漁業(網丈18メートル以下のものに限る。)</p> <p>小型定置網漁業</p> <p>いか巢網漁業</p> <p>かご漁業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>2月1日から5月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p>	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	下関市大字吉母、大字永田郷、永田本町1丁目、永田本町2丁目、永田本町3丁目、吉見新町1丁目、吉見新町2丁目、吉見竜王町、吉見本町1丁目、吉見本町2丁目、吉見古宿町、吉見里町1丁目、吉見里町2丁目、大字吉見下、大字福江、横野町2丁目、横野町3丁目、横野町4丁目、安岡本町1丁目、安岡本町3丁目、安岡駅前2丁目、富任町1丁目、梶栗町1丁目、梶栗町2丁目、綾羅木新町2丁目、綾羅木本町6丁目、綾羅木本町7丁目、綾羅木南町2丁目、綾羅木南町3丁目、大字垢田、新垢田北町、新垢田西町2丁目、新垢田西町3丁目、新垢田西町4丁目、武久町2丁目、汐入町、金比羅町、筋川町、筋ヶ浜町、伊崎町1丁目、伊崎町2丁目、竹崎町1丁目、竹崎町2丁目、竹崎町3丁目、竹崎町	区画漁業権に對抗することができない。
			第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで			

							4丁目、大和町 1丁目、大和町 2丁目、彦島本 村町3丁目、彦 島本村町4丁 目、彦島本村町 5丁目、彦島本 村町6丁目、彦 島海士郷町、彦 島老町1丁目、 彦島老町2丁 目、彦島老町3 丁目、彦島迫町 6丁目、彦島西 山町1丁目、彦 島西山町2丁 目、彦島西山町 3丁目、彦島西 山町4丁目、彦 島竹ノ子島町 及び大字六連 島	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

|

		<p>W 「 「 「 下関三井化学株式会社彦島工業 所埋立護岸南東端角から北西へ 27 メートルの点に設置した標識</p> <p>X 「 「 2900 番 47 に設置した標識</p> <p>Y 「 荒田埠頭用地防波堤突端から同防波堤と直角に陸岸を見通した線 と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>Z 「 細江埠頭南東端</p> <p>A' 「 下関岬之町防波堤灯台基部</p> <p>B' 「 岬之町西防波堤突端</p> <p>C' 「 「 埠頭北西端</p> <p>点イ DとEとを結んだ線上Dから 1,585 メートルの点</p> <p>ロ FとGとを結んだ線上Fから 1,360 メートルの点</p> <p>ハ HとIとを結んだ線上Hから 910 メートルの点</p> <p>ニ JとKとを結んだ線上Jから 540 メートルの点</p> <p>ホ LとMとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点</p> <p>へ NとOとを結んだ線上Nから 630 メートルの点</p> <p>ト PとQとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点</p> <p>チ Vから 212 度 30 分 20 メートルの点</p> <p>リ Wから 212 度 30 分 20 メートルの点</p> <p>ヌ Xから 226 度 160 メートルの点</p> <p>ル Xから 216 度 30 分 385 メートルの点</p> <p>ヲ Xから 210 度 380 メートルの点</p> <p>ワ Xから 210 度 360 メートルの点</p> <p>カ A' から 346 度 175 メートルの点</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--